藤前干潟　要望書

藤前干潟の保全と公有水面埋立手続きの一時凍結について（お願い）
1998 年 10 月 2 日
名古屋市議会議長宛

港区藤前地先（西一区）の公有水面埋立手続きの一時凍結と藤前干潟の保全について（お願い）
1998 年 9 月 25 日
名古屋市議会議員宛

名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業について（意見書）
1998 年 9 月 14 日
名古屋市長宛

日本野鳥の会の藤前干潟埋め立て計画に対する見解（申し入れ）
1998 年 3 月 10 日
環境庁自然保護局野生生物課宛

愛知県名古屋市藤前干潟（西一区）の保全について
1998 年 1 月 26 日
環境庁長官、 愛知県知事宛

藤前干潟（西一区）の埋め立てに関する環境影響評価の追加調査と審査について
1998 年 1 月 23 日
名古屋市長、名古屋市環境影響評価委員宛

1998 年 10 月 2 日

（要望書）
名古屋市議会議長殿
名古屋市議会議員の皆さまへ

（財）世界自然保護基金日本委員会 WWF Japan
（財）日本野鳥の会 WBSJ
（財）日本自然保護協会 NACS-J
（財）日本環境財団
日本湿地ネットワーク JAWAN
廃棄物処分場問題全国ネットワーク
日本リサイクル運動市民の会
あいちゴミ仲間ネットワーク会議
藤前干潟を守る会
（印章省略）

藤前干潟の保全と公有水面埋立手続きの一時凍結について

（お願い）

日本最大のシギ・チドリ類渡来地であり、多くの生物を育み、伊勢湾の浄化に役立つ藤前干潟は、人々の憩いの場であり、子どもたちが本物の自然を体験できる貴重な環境です。将来の世代に継承すべき自然遺産であり、大都市名古屋に残された大切な財産です。

また、２１世紀を迎えるにあたり、大量の生産、消費、廃棄を強く反省し、ゴミの減量と再資源化を進め、自然環境をゴミで壊さない循環型の社会へと転換しなければなりません。

以上のことから、国際的な問題になっている藤前干潟の保全と急ぎ解決を図らなければならないゴミ問題について、下記のとおり緊急の要請をお願い致したいと存じます.

記

１．名古屋市議会に提出された藤前干潟（港区藤前地先）における公有水面の埋立認可申

請については、これに同意せず、公有水面埋立の手続きを一時凍結し、廃棄物処分場代替案の検討と藤前干潟の保全を検討する場を設置して下さい。

２．緊急の課題であるゴミ問題については，分別収集とリサイクルなどによってゴミを減量し，愛岐処分場の延命を図る、また、名古屋港内にある未利用埋立地等を処分場代替地として、あるいは愛知県などの処分場の一時利用などを検討して下さい。

以上

1998年9月25日

名古屋市議会議員
議員各位

〒151-0061　東京都渋谷区初台1-47-1
小田急西新宿ビル１Ｆ
財団法人　日本野鳥の会
常務理事／保護・調査センター所長
品田　穣

港区藤前地先（西一区）の公有水面埋立手続きの一時凍結と
藤前干潟の保全について（お願い）

中秋の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、名古屋市港区藤前地先（西一区）の藤前干潟につきまして本会（会長黒田長久　会員数　５万４千人）は、野鳥と人の共存を求めて活動する全国的な市民団体の立場から、国内で特に保護すべき渡り鳥の重要な生息地の一つとして、重大な関心を持って見守ってまいりました。しかし残念ながら、現在、名古屋市及び名古屋港管理組合において計画されている「名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業」は、藤前干潟の生息地としての機能を破壊するものと考えざるを得ず、深く憂慮しております。

平成９年９月、環境庁自然保護局が発表しました「シギ・チドリ類渡来湿地目録」において、藤前干潟を中心とする庄内川・新川・日光川河口は、国内で諫早湾に次ぐ国内第２の規模の渡来地であることが明らかにされました。諫早湾が干拓事業によって干潟環境を喪失している現在に至っては、国内で最も重要な渡来地と考えられます。

この重要性については、真鍋賢二環境庁長官も就任以来、再三言及されており、本日の衆議院環境委員会においても佐藤謙一郎議員の質問に対し「世界の声が（干潟が）必要欠くべからざるというものなら、そのような措置が必要。干潟の必要性について厳正な意見陳述をしたいと思っている」と答弁され、さらに「大木浩前長官が名古屋市と愛知県と国の三者会議を提唱したが、今や市が先行している」と述べ、三者会議の必要性を認めずに

埋め立て認可を急ぐ市に対しては、長官意見で厳しい意見を出す以外にないとの判断を示されました。

また、湿地の保全に関する国際条約であるラムサール条約の条約事務局においても藤前干潟の保全は重視されており、これは本年３月に来日した事務局長の発言を見ても明らかです。（同封別紙をご参照下さい）

本年１月に朝日新聞が実施した世論調査によれば、藤前干潟の埋立反対と答えた名古屋市民は 67%にも上っており、理由として「ごみを減らす努力が足りない」を上げた市民は 36%であったことは既にご承知のとおりです。

以上を踏まえ、次のことをお願いいたします。

１．現在、名古屋市議会に提出されております港区藤前地先（藤前干潟）における公有水面埋立出願への同意についての議案につきましては、これに同意しないでください。

２．上記公有水面埋立の手続きを一時凍結し、緊急的な分別収集とリサイクルの徹底等によりゴミの減量と愛岐処分場の延命をはかった上で、藤前干潟の保全と廃棄物処分場の建設を両立させる代替案を緊急に検討する場をつくることを、貴会派及び市議会において実現させてください。

昨年、諫早湾干潟にみられた国民的悲劇を繰り返さないため、また藤前干潟の保全を求める市民の声、及び国内外の世論をも熟慮され、叡知ある慎重なご判断を望みます。

以上

1998年9月14日

名古屋港管理組合港営課御内
名古屋市長　松原　武久　様

財団法人　日本野鳥の会
会長　黒田　長久

名古屋市港区藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業について（意見書）

中秋の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、名古屋市港区藤前地先（西一区）の藤前干潟につきましては、本会は国内でも特に保護すべき渡り鳥の重要な生息地の一つとして、重大な関心を持って見守ってまいりました。貴職において検討された標記計画について、藤前干潟の生息地としての機能を破壊するものとして深く憂慮しております。

以上を踏まえ、次の意見を申し入れます。

１．本年３月に貴職が公表された環境影響評価審査書においては、「事業予定周辺干潟域における鳥類などの生息環境及び周辺水域の水質等干潟生態系に影響を及ぼすことは明らかである」とされています。事業が及ぼす環境への影響についての対策は、来年６月に施行される環境影響評価法にも示されている通り、「回避、低減、代償措置」がこの順で実行されるべきということは、国際的に常識となっております。しかし本計画を見ると、本事業を藤前地先の干潟を破壊して行うことがなぜ回避できないのかという検討過程及び合理的な理由が示されておりません。

これは、藤前干潟の渡り鳥渡来地としての重要性、例えば環境庁（1997）「シギ・チドリ類渡来湿地目録」において示された重要性を鑑みると、手順として容認できるものではありません。

特に、「次期大規模埋立処分場としては西１区が唯一のもの」という結論と、広域な地方自治体の区域で共同使用できる埋立処分場建設のための「尾張地域広域処分場確保連絡調整会議」の設置と協議を継続されているという事実は、全く整合性を欠くと言

うほかありません。

２．影響回避に関する上記のような論理的な飛躍を仮に別にしたとしても、環境への影響、特に干潟の生態系への影響程度についての予測が明らかにされておりません。このような環境影響評価結果では、事業の影響の低減や代償措置について定量的に検討することはできず、非科学的という批判を免れ得ないものであります。特に代償措置として挙げられた既存干潟の嵩上げ及び干潟の改良については、環境影響評価書に添付された冊子「干潟の整備計画」を見れば明らかに検討途中の仮説的なものであり、このような単なる憶測をもって環境影響評価を終了させるのは、本事業についての環境影響評価自体を無に帰すに等しいと言えます。

３．浅海域の嵩上げによる人工干潟の造成は、干潟と同様に多様な生物の生息環境である浅海域の破壊につながるため、創出される環境の予測と合わせてそれ自体が環境影響評価の対象となるべきものですが、これも明らかにされていません。人工干潟については、本会も参加している「人工干潟実態調査委員会」（1998）が指摘したように、自然干潟と比較して機能や安定性が劣っており成功例がほとんどありません。このため、代償措置によって新たな環境破壊が引き起こされる危険性があります。

４．以上述べてきたように、本事業計画は公有水面埋立出願に至る熟度を備えておりません。もう一度環境影響評価の基本に立ち戻り、出願を一時棚上げにして、藤前干潟の破壊を回避するための代替案検討の場を、愛知県、国ほかの関係機関と協議して早急に設置するべきです。

諫早湾干潟にみられた国民的悲劇を繰り返さないため、また藤前干潟の持つ国際的な価値とその保全を求める国際世論をも熟慮され、叡知ある慎重なご判断を望みます。

以上

（財）日本野鳥の会（会長　黒田長久、会員数５万２千人）が３月１０日、環境庁自然保護局野生生物課に申し入れた、名古屋市による藤前干潟埋め立て計画に関する見解は以下の通り。

・藤前干潟がシギ・チドリ類の渡来地として国際的に重要な干潟であることは、論をまたない。またその水質浄化能力は名古屋市の環境影響評価の結果も示しているとおりである。伊勢湾の干潟の残存状況から考えても、この埋立事業は行うべきではないと考える。

・名古屋市の環境影響審査会第１分科会はそのまとめの中で、本事業について「環境への影響は明らかである」との結論を出した。しかし名古屋市はその先進的な環境影響評価制度を生かすことなく、自らの手で形骸化しようとしている。環境影響評価審議会は一部委員の強い反対を押しきって、シギ・チドリ類に関する春の渡り時期の追加調査をアセスメントとしては行わないことを決めたが、これは名古屋市の「事業先にありき」といった態度に押しきられたものと考えざるを得ない。こうした態度は、再来年度施行される同様な仕組みを持つ環境影響評価法に対する重大な挑戦ではないか。

・ミティゲーションとしての人工干潟は、単なるアイディアとして出されるのであれば代償の意味をなさない。もしもやるのであれば、人工干潟についてのアセスメントを行い、ミティゲーションの結果を待ってから本事業に入るべきである。しかし現在のところ、失われた干潟生態系を、底生生物も含めて完全に復元している人工干潟の報告はない。

・名古屋市は人工干潟を検討する前に、代替地の検討を行い、干潟をつぶさず自然環境を損なわない形で事業が行えるよう、あらゆる努力をつくしてそれを市民に公開するべきである。

・環境庁には、名古屋市長が環境影響評価制度本来の趣旨に戻って、科学的で公正な判断を行えるよう、情報を提供するとともに、代替案実現に向けて市町村の枠組みを超えた指導性を発揮していただきたい。そして国設鳥獣保護区設定と庄内川・日光川・新川河口の一体となった干潟生態系の全面的な保全を実現して欲しい。

（財）日本野鳥の会（会長　黒田長久、会員数５万２千人）は、愛知県名古屋市藤前干潟の埋め立て計画に関して、事業者である名古屋市長と、名古屋市環境影響評価審査委員（21名）に対し、書簡により環境影響評価の公正な実行と藤前干潟の保全を求める要望を 1 月 26 日までに送付しました。同時に、環境庁長官と愛知県知事に対しても、名古屋市に対する干潟保全の立場に立った指導 を求める要望を提出・送付しました。

これは、１月８日に開かれた名古屋市環境影響評価審査会において、渡り鳥にとって重要である春季の追加調査をまたずに答申のとりまとめに入る提案がなされたことに対し、環境影響評価制度の趣旨に反し、埋立事業、先にありきの手続きがなされることを危惧して、緊急に行ったものです。

１９９８年1月２６日

環境庁長官
大木　浩　様
愛知県知事
鈴木　礼治　様

財団法人　日本野鳥の会
会　長　　黒田　長久

愛知県名古屋市藤前干潟（西一区）の保全について

初春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、愛知県名古屋市港区藤前地先（西一区）の藤前干潟につきましては、本会は国内でも特に保護すべき渡り鳥の重要な生息地の一つとして、重大な関心を持って見守ってまいりました。名古屋市において検討されております埋め立ておよびゴミ処理場の計画について、藤前干潟の生息地としての機能を破壊 するものとして深く憂慮しておりますことは、1992 年以来申し述べ、また 1996 年 9 月に名古屋市長に提出いたしました環境影響評価準備書への意見書の中でも表明しております。

昨年 10 月に環境庁自然保護局野生生物課において発表されました「シギ・チドリ類渡来地目録」によりましても、藤前干潟を中心とする庄内川・新川・日光川河口の重要性は鮮

明であり、国内の渡来地として最重要の場所であるばかりか、東アジアーオーストララシアフライウェイの中でも国際的に重要な価値を持つ中継地であることは明白です。しかも、伊勢湾には残存の干潟はほとんどなく、この干潟が最後に残されたシギ・チドリ類の渡来地であることは「日本の干潟、藻場、サンゴ礁の現況」（環境庁編　1997）にも明記されております。この河口干潟の中でも、藤前干潟（西一区）の埋め立て計画部分は、最も 重要な機能を持っているという指摘が地元住民グループ（「藤前干潟を守る会」代表　辻淳夫氏）らの調査によってなされています。これは、とりもなおさず現計画が藤前干潟の生息地としての機能を永久に破壊する危険性を明示するものです。

しかし、新聞報道等によりますと、１月８日に行われた名古屋市環境影響評価審査会において、自ら設定した環境影響評価の追加調査のうち、春季における結果をまたずに、審査結果のまとめ作業に入るという提案がなされていると聞き及んでいます。藤前干潟において重要な渡り鳥であるシギ・チドリ類にとっては、春季は大変重要な時期であり、この時期の追加調査なしには公正な環 境影響評価はできないものと本会では考えております。したがって、もしこの提案のまま名古屋市が手続きに入るようであれば、これは、広く事業が環境に与える影響についての情報を集め評価するという環境影響評価の趣旨を理解せず、追加調査の意図を自らふみにじるものと言わざるを得ません。

以上のような、名古屋市における環境影響評価手続きの重大な不備を危惧し、次のことを要望いたします。

１．本会は、藤前干潟が開発対象とされることについて強く反対するものでありますが、少なくとも名古屋市が「藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に関する環境影響評価」の従来の手順を踏まえ、春季の追加調査を行い、藤前干潟の保全が実現されるための十分な審議・検討を行われるよう、ご意見・ご指導いただくこと。

２．藤前干潟の渡り鳥の生息地としての日本国内、及び国際的な重要性を鑑み、この貴重な生態系が損なわれることなく永く後世に受け継げるように、全面保全の方針をくだされること。

３．名古屋市における廃棄物処理場問題に関しては、干潟の生態系を破壊しない、合理的な代替地を、従来の行政の枠を超えた幅広く、未来を見据えた立場で検討されるよう、事業者に対しご指導いただくこと。

諫早湾干潟にごく最近みられた国民的悲劇を繰り返さないため、叡知ある慎重なご判断

とご指導を望みます。

以上

１９９８年1月２３日

財団法人　日本野鳥の会
会　長　　黒田　長久

藤前干潟（西一区）の埋め立てに関する
環境影響評価の追加調査と審査について

初春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、名古屋市港区藤前地先（西一区）の藤前干潟につきましては、本会は国内でも特に保護すべき渡り鳥の重要な生息地の一つとして、重大な関心を持って見守ってまいりました。貴職において検討されております埋め立ておよびゴミ処理場の計画について、藤前干潟の生息地としての機能を破壊するものとして深く憂慮しておりますことは、1992 年以来申し述べ、また 1996 年 9 月に提出いたしました環境影響評価準備書への意見書の中でも申し上げました通りです。

その後の環境影響評価において、特にシギ・チドリ類と干潟の浄化機能に関して、追加調査を実施され、またこのたびその中間報告を発表されましたことは、本会としても高く評価しております。

しかし、新聞報道等によりますと、１月８日に行われた貴市環境影響評価審査会において、この追加調査の結果をまたずに、審査結果のまとめ作業に入るという提案がなされていると聞き及んでいます。藤前干潟において重要な渡り鳥であるシギ・チドリ類にとっては、春季は大変重要な時期であり、この時期の追加調査なしには公正な環境影響評価はできないものと本会では考えております。したがって、もしこの提案のまま貴市が手続きに入られるようであれば、これは追加調査の趣旨を貴職自らふみにじるものと言わざるを得ません。

以上を踏まえ、次のことを要望いたします。

１．本会は、藤前干潟が開発対象とされることについて強く反対するものでありますが、少なくとも「藤前地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に関する環境影響評価」の従来の手順を踏まえ、春季の追加調査を行った上で、審査を行われること。

２．藤前干潟の渡り鳥の生息地としての日本国内、及び国際的な重要性を鑑み、この貴重な生態系が損なわれることなく永く後世に受け継げるように、現事業計画について慎重かつ細心の注意を払った判断を下されること。

３．干潟の生態系を破壊しない、合理的な代替地を、従来の行政の枠を超えた幅広く、未来を見据えた立場で検討されること。

諫早湾干潟にごく最近みられた国民的悲劇を繰り返さないため、叡知ある慎重なご判断を望みます。

以上